

北朝鮮による地下核実験に強く抗議し政府に対応を求める意見書

平成18年10月3日の北朝鮮核実験実施に向けた声明発表後、国連安保理は、わずか3日という短時日で北朝鮮に警告する議長声明を全会一致で採択した。にもかかわらず、北朝鮮は、10月9日に国際社会の強い懸念と非難を押し切り、核実験を実施した。

このような北朝鮮の常軌を逸した行動は、我が国や北東アジア、ひいては世界に対する重大な脅威である。これは国際世論に対する挑戦であり、世界唯一の被爆国である我が国としては断じて許すことができない。

よって、江戸川区議会は、日本国政府に対し、共通の脅威に直面する韓国をはじめ、アメリカ・中国・イギリス・フランス・ドイツ・ロシアなど各国と連携して、北朝鮮に対して断固たる下記の措置を強く要望するものである。

記

- 1 国連安保理において制裁決議の速やかな採択に向け全力を尽くすこと。
- 2 輸出入の全面停止も視野に入れた追加経済制裁措置を実施すること。
- 3 北朝鮮が早期、無条件に6カ国協議に復帰するよう、あらゆる角度から更なる外交努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年10月13日

江戸川区議会議長 渡 部 正 明

内閣総理大臣・外務大臣・経済産業大臣

国土交通大臣 あて